

茨城県後期高齢者医療広域連合広域計画策定委員会設置要綱

平成 23 年 6 月 8 日

訓令第 1 号

改正 令和 3 年 5 月 14 日 訓令第 2 号

(設置)

第 1 条 茨城県後期高齢者医療広域連合規約（平成 19 年市町村指令第 23 号。以下「規約」という。）第 5 条の規定による広域計画（以下「広域計画」という。）を策定するため、茨城県後期高齢者医療広域連合広域計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 広域計画の策定に関すること。
- (2) その他広域計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 関係市町村（規約第 2 条に規定する関係市町村をいう。）の職員のうち、当該関係市町村の推薦により広域連合が指名するもの
- (2) 茨城県後期高齢者医療広域連合事務分掌規則（平成 19 年茨城県後期高齢者医療広域連合規則第 2 号。以下「規則」という。）第 5 条に定める事務局長、事務局次長、課長及び規則第 3 条に定める会計室長

2 前項第 1 号に規定する委員の数は、10 人以内とする。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、広域計画策定の終了までとする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長 1 人を置き、委員の互選により選出するものとする。

- 2 委員長は、委員会の業務を統括し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(委員会)

第 6 条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

(庶務)

第7条 委員会に関する庶務は、総務企画課が行うものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って別に定めることができる。

附 則

この訓令は、平成23年6月8日から施行する。

附 則 (令和3年訓令第2号)

この訓令は、令和3年5月14日から施行する。